

# 江島房子奨学資金による学術奨励賞授与規則

〔平成16年4月1日  
規則第236号〕

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学における「江島房子奨学資金」に基づく学術奨励賞の授与については、この規則の定めるところによる。

(学術奨励賞)

第2条 学術奨励賞は、賞状及び賞品とし、前条の資金100万円を預託することにより生ずる利子をもってこれに充てるものとする。ただし、利子をもって学術奨励賞に充てることができない場合には、同資金をもってこれに充てることのできるものとする。

(受賞者の資格)

第3条 受賞者は、本学の歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻の学生であつて、心身ともに健全にして学業優秀と認められる者とする。

(受賞者の数)

第4条 受賞者数は、毎年若干名とする。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者は、歯学部口腔保健学科教育委員会及び歯学部教授会の議を経て、歯学部長が決定する。

2 歯学部口腔保健学科教育委員会は、学術奨励賞に関する次の事項を審議する。

- (1) 受賞者選考に関する事項
- (2) 受賞者数に関する事項
- (3) 賞品に関する事項
- (4) その他必要な事項

(授与)

第6条 学術奨励賞は、卒業時歯学部長から本人に授与する。

(庶務)

第7条 学術奨励賞に関する庶務は、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第9号)

この規則は、平成18年3月31日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月30日規則第46号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月15日規則第8号)

- 1 この規則は、平成25年1月15日から施行する。
- 2 江島房子奨学資金による学術奨励賞受賞者選考委員会規則（平成16年規則第236号）は、廃止する。

附 則（平成25年5月29日規則第70号）

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。